

## 入札公告

令和5年度交通管制端末装置保守点検委託業務について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第100条及び和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事前審査）実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）第5条の規定に基づき公告する。

令和5年11月14日

和歌山県警察本部長 山崎 洋平

### 1 条件付き一般競争入札に付する事項

#### (1) 事業年度

令和5年度

#### (2) 調達業務の名称

交通管制端末装置保守点検委託業務

#### (3) 調達業務の内容

交通管制端末装置保守点検委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (4) 契約期間

契約日から令和6年3月29日まで

#### (5) 予定価格

4,197,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類「7 特殊設備保守管理の業務（建築物に係るものを除く。）」の小分類「5 道路・河川・港湾等設備保守管理」であること。

業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、入札説明書のとおり。

(3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 和歌山県内に本店を有する者又は和歌山県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者であること。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者でないこと。

(7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(9) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者（ただし、同種の交通安全施設の保守点検業務の経験を1年以上有し、かつ、電気・通信工事に係る専門の知識、経験を有する技術者で常勤の者に限る。）を有する者であること。

(10) 入札公告日から過去5年間に於いて、交通管制端末装置保守点検委託業務と同種同規模の契約実績を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西46番地1

和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110

ファクシミリ番号 073-473-7824

(2) 期間

令和5年11月14日（火）から令和5年11月27日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和5年11月14日（火）から令和5年11月21日（火）までの間において、交通規制課に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおり。

5 入札参加の申出の方法及び入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加するためには、要領第7条から第9条までの規定に基づき、入札の事前において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等（別途の認定審査会の手続等を含む。）については、入札説明書のとおり。

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

4の(1)に同じ。

イ 期間

令和5年11月14日（火）から令和5年11月27日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

(2) 入札参加資格確認申請書類についての質問

4の(3)のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）。

6 入札の場所及び日時等

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部県庁別館1階 会議室7

イ 日時

令和5年12月5日（火）午前10時30分

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアに同じ。

イ 日時

(1)のイに同じ。

## 7 入札の方法に関する事項

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記載して行うこと。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、事業年度、入札年月日及び調達業務の名称を表示すること。
- (4) 入札の際には、条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書を提示し、又はその写しを提出すること。
- (5) 郵送により入札する場合には、(3)の入札書を入れた封筒及び条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書の写しを外封筒に入れ、書留郵便で令和5年12月4日（月）午後5時までに、和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）へ必着させること。
- (6) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおり。

## 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、財務規則第87条第4号の規定により免除する。

## 9 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

## 10 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。  
天災地変その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札者が談合し、若しくは不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県警察の職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札は行わない。
- (6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県警察は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

## 11 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

会計課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120